

～物価高騰等の影響を受けている農業者の皆さまへ～ 綾瀬市農業経営費高騰対策臨時給付金 の申請受付が始まります！

国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、物価などの価格高騰により影響を受けている農業者に対して、農業経営への負担軽減のため、給付金を支給します。

■ 支給対象者

市内在住の農家及び市内に住所を有する農業法人のうち、ＪＡや市場などに出荷し販売を行っている農家で次の要件すべてを満たす方が対象です。

- ① 前事業年度の農畜産物の販売金額が５０万円以上
※青色申告等により申告をおこなっていること。
- ② 年間１５０日以上農業に従事し、自ら農地を耕作している又は養畜を営んでいること。
※農地流動化奨励事業（利用集積制度）により自己の農地を貸し出し、自身で耕作を行っていない場合は対象外です。
- ③ 申請日までに到来した納期限の市税を完納していること。
- ④ 綾瀬市暴力団排除条例に掲げる暴力団員等又は暴力団経営支配法人等に該当しないこと。
- ⑤ 今後も農業を継続する意思があること。

■ 給付金の額

前事業年度の年間販売金額の合計額	給付金の額
３００万円以上	３０万円
２００万円以上３００万円未満	２０万円
５０万円以上２００万円未満	１０万円

※前事業年度の年間販売金額の合計額に応じて支給されます。

■ 申請受付期間

令和８年１０月２日から令和８年１２月２８日まで ※郵送の場合は消印有効

■ 申請書類

- ① 綾瀬市農業経営費高騰対策臨時給付金支給申請書（第１号様式）
- ② 同意書兼誓約書（第２号様式）
- ③ 補助金等交付請求書（第５号様式）
- ④ 【**個人の場合**】次の書類を添付
 - ・前事業年度の所得税確定申告書第一表の写し
※e-taxによる申告の場合は受信通知（メール詳細）も必ず提出してください。
 - ・**青色申告の場合**は、令和７年分の所得税青色申告決算書の写し又は**白色申告の場合**は、令和７年分の収支内訳書の写し【**法人の場合**】次の書類を添付
 - ・前事業年度の法人税申告書別表一の写し
※e-taxによる申告の場合は受信通知（メール詳細）も必ず提出してください。
 - ・法人事業概況説明書の写し（**両面**）
 - ・法人税申告書に添付した決算書の写し
- ⑤ 振込先が確認できる本人（法人）名義の通帳の写し
※口座名義、金融機関名、預金種類、口座番号等が記載されているもの
- ⑥ 他市で耕作している場合は耕作証明の写し 等

■ 申請先

綾瀬市役所 農業振興課へ直接か〒252-1192 綾瀬市早川５５０番地 農業振興課あてに郵送

■ 問い合わせ先

農業振興課 電話：0467-70-5622 / メール：wm.705622@city.ayase.kanagawa.jp

詳しくは、綾瀬市ホームページをご覧ください。

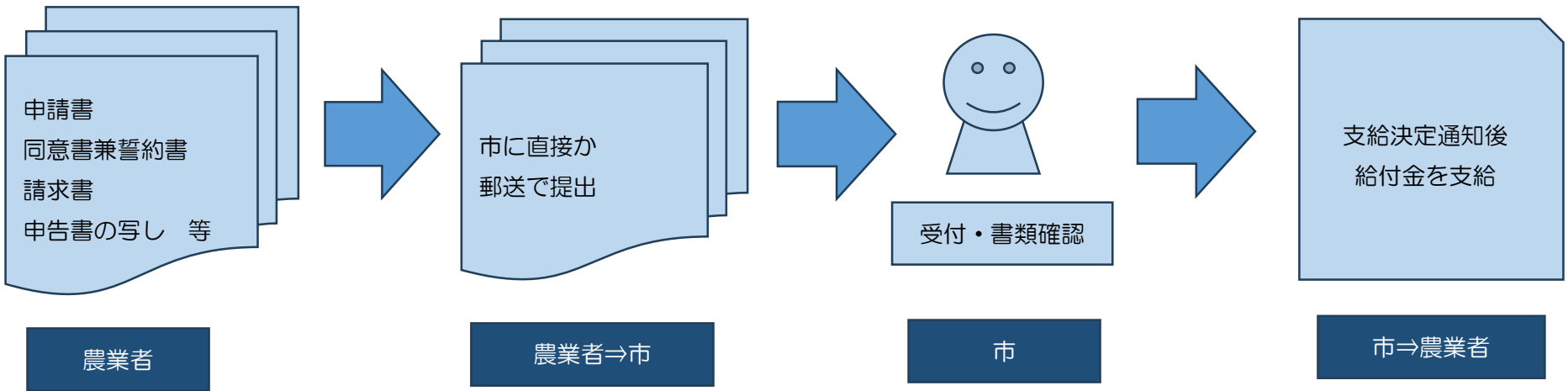
しごと・産業・まちづくり > 産業振興 > 農業 > 農業経営費高騰対策臨時給付金 の順にお進みください。



市HPQRコード

なお、この臨時給付金は課税対象になります。詳しくは、大和税務署（046-262-9411）までお問い合わせください。

支給決定までの流れ



よくある質問

Q1 綾瀬市以外にも圃場（農地）がありますが、対象になりますか。	A1 綾瀬市以外にも圃場（農地）がある場合でも、綾瀬市にお住まいか、綾瀬市に本店の住所を有する農業法人であれば対象となります。
Q2 自ら所有する農地を他の農家に貸し出し自分では耕作していませんが申請できますか。	A2 年間150日以上農業に従事し、自ら農地を耕作していない場合は支給対象外です。
Q3 同一人物が代表を務める農業法人と個人農業者と個別に申請できますか。	A3 代表者が同一人物であっても、それぞれの事業が独立し、経費が明確に区分されている場合は、申請することができます。
Q4 申請書はどこで入手できますか。	A4 綾瀬市ホームページからダウンロードできます。その他、農業振興課（市役所事務棟5階）、JAさがみ綾瀬営農経済センターで入手できます。
Q5 確定申告を行っていない等の理由により確定申告書の写しが添付できない場合、前年同月の売上を帳簿又は売上台帳）で代替することができますか。	A5 確定申告書の写しの添付は必須です。申告義務があるにも関わらず、確定申告をしていないことを理由に前年売上の確認を他の書類で代替することは認められません。農畜産業を主たる収入として生計を維持している方に対して支給することを目的としているためです。
Q6 親子で別々に農業者として確定申告していますが、個別に申請できますか。	A6 親子や夫婦に関係なく、個人毎に確定申告を行っており支給対象者の要件を全て満たすのであれば、個別に申請できます。
Q7 給付金は、課税の対象になりますか。	A7 現時点において、税務上、益金（個人事業者の場合は、総収入金額）に算入されます。ただし、損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税されません。
Q8 振込先口座が当座預金口座のため、通帳がない場合は添付書類として何を提出すれば良いですか。	A8 口座の銀行名、支店名、口座種別、口座番号、口座のカナ名義が分かるもので、金融機関が発行する「当座勘定照合表」、「残高証明書」、「口座証明書」、「当座預金入金帳」等の写しを提出してください。
Q9 現金での受け取りは可能ですか。	A9 支払方法は「口座振込」のみとなります。